

「安曇野市景観条例」の改正に関する意見等の募集について

「安曇野市景観条例」の改正素案に対する意見を募集します。

■変更の背景

“大規模行為に係る事前協議制度の対象範囲拡大”と“事前協議の開始時期の明確化”により、大規模行全体で一貫した協議運用と手続きの円滑化を図ります。

■意見募集について

○募集期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）

○意見を提出できる者

- ・市内在住、在学、在勤者また市内で事業等を行う個人や団体
- ・市税の納税者 ・その他実施機関が行う政策等に利害関係を有する者

○意見等の提出方法

任意の様式に、以下「必要事項」を日本語で記載の上、以下「提出方法」のいずれかの方法で提出してください。必要事項の記載がない場合、意見書の受付ができません。

（記載事項）

	内容	備考
1	氏名	団体等の場合は団体名及び代表者の氏名
2	住所	団体等の場合は所在地
3	電話番号	—
4	意見・提言等	—

	方法	宛先
1	郵便	399-8281 安曇野市豊科 6000 番地 建築住宅課建築景観係
2	ファクシミリ	0263-72-3569
3	電子メール	kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp
4	書面の直接提出	建築住宅課窓口（本庁2階15番窓口）又は各支所

○その他

- ・提出された意見は、内容を取りまとめ、市の見解と共に公表します。（個々の意見等に対して直接の回答はしませんので、ご了承ください。）
- ・改正素案は、ホームページ、市掲示場でも公表しています。

■問合せ先

都市建設部 建築住宅課 建築景観係

電 話：0263-71-2242（直通） F A X：0263-72-3569

メール：kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp